－自　動　車　燃　料　費　利　用　券　に　つ　い　て－

◎利用券

①　利用券１枚につき、５００円分の給油が可能です。
②　利用券は、１回の給油で最大３枚（最大１，５００円分）まで使えます。

◎有効期間　申請した日から令和４年（２０２２年）３月３１日まで

※令和３年３月末に申請をした場合・・・
令和３年（２０２１年）４月１日から令和４年（２０２２年）３月３１日まで
償還払い請求期限：令和４年（２０２２年）３月３１日

◎使い方

【有人スタンド（従来のガソリンスタンド）】（裏面番号１～６のガソリンスタンド）

①　利用券と障がい者手帳を持って、申請時に登録した自動車で裏面に掲載しているガソリンスタンドへ。
②　給油前に手帳を提示し、利用券を冊子のまま係員に提示する。
③　給油を受けて、利用券分の代金を差し引いた額を支払う。

①給油　　②利用券を係員へ　　③差額を支払い

【セルフスタンド（償還払いのガソリンスタンド）】（裏面番号７～１２のガソリンスタンド）

①　利用券と障がい者手帳を持って、申請時に登録した自動車で裏面に掲載しているガソリンスタンドへ。
②　給油後に料金を満額支払い、利用券と障がい者手帳を係員に提示し、利用券及び領収書（レシート）にスタンド名の入ったスタンプを押印してもらう。
③　②で押印した利用券の半券（冊子につながった部分）と、領収書（レシート可）、請求書（別紙参照）を障がい福祉課へ提出。後日あらかじめ登録した銀行口座へ障がい福祉課から提出された利用券分の金額が振り込まれる。

※　口座への振込を受ける場合には、あらかじめ市に銀行口座の登録が必要です。また、支払い時全額を現金で立替えていただく必要があります。

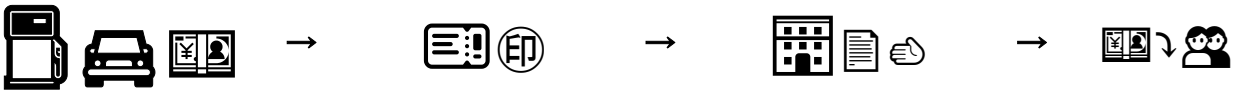

①給油・全額支払い　　②利用券にスタンプ　③請求書・利用券・領収書提出　④口座へ振込

◎注意事項

①　利用券の交付は、毎年度１人１冊となりますので、紛失などをしても再交付はできません。（手帳を２種類所持していても１人１冊となります。）
②　切り離した利用券は無効です。
③　利用券は障がい者ご本人のためにお使いいただくものです。
他者への譲渡はできません。
④　給油価格は各ガソリンスタンドで異なります。価格については各ガソリンスタンドにお問い合わせください。
⑤　死亡したとき、市外に転出したとき、施設に入所したとき、手帳の等級を変更した場合は、障がい福祉課に必ず届出をしてください。

◎問合せ先　草加市役所障がい福祉課
電　話：０４８－９２２－１４３６（直通）
ＦＡＸ：０４８－９２２－１１５３
Ｅ－ｍａｉｌ：shogaifukusi@city.soka.saitama.jp